

## 令和 7 年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画(案)

## ■ 運営方針

成年後見制度利用促進基本計画に則して、判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護ネットワークの推進につとめる。

## ■ 事業内容

- 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 市民後見人の養成及び活動支援
- 市民後見人候補者の登録及び受任調整
- 市長申立に関する業務
- 成年後見制度に関する関係機関等との連携
- その他、センター運営に関し必要な事業

## ■ 重点目標：

## 1. 成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度への理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報・啓発を実施する。
- ・制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談及び支援に取り組む。
- ・専門相談・相談窓口の周知を図り、アウトリーチによる相談も実施する。

## 2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

- ・成年後見制度利用促進基本計画に則した、地域性を反映した権利擁護支援ネットワークの構築と推進に向けて関係機関との協議を継続的に実施する。

## 3. 制度の担い手の育成

- ・市民後見人の活動に対して支援を行う。
- ・市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。
- ・地域共生社会の実現の観点からも、市民後見人養成について権利擁護の担い手として多様な「市民後見」のあり方に配慮した養成研修の実現に向けて協議する。

## 4. 本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

- ・後見人等の受任調整時や、後見人等からの要望により、本人の意思を尊重した後見活動を支援するための、権利擁護支援チームの形成が支援できるような体制の構築に取り組む。